

# 定款、業務規程及び送配電等業務指針 変更案の概要について

2020年5月26日

電力広域的運営推進機関

- 災害時連携計画の整備のため、定款、業務規程及び送配電等業務指針を変更します。
- 変更のポイントは以下のとおりです。背景、変更内容等については、スライド2～8にて説明します。
  1. 災害時連携計画の検討等に関する規定の変更（定款・業務規程、送配電等業務指針）

北海道胆振東部での地震や、昨年台風15号による災害を始めとして、近年増加している自然災害に対応し、電力の復旧活動の円滑な実施が求められています。



これに対応し、国の「持続可能な電力システム構築小委員会中間とりまとめ」では、『各エリアを超えた一般送配電事業者間の連携については国等の公的機関による関与を強化することでエリアを跨いだ連携を促進する体制を構築すべきであり、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進する電力広域的運営推進機関を経由した上で、経済産業大臣への届出を求め、内容が不十分である場合には国が勧告を行うことができるような制度的な対応を行うこと』を方向性として示しています。



これを踏まえ、電気事業法の一部改正法案において、一般送配電事業者が「災害時連携計画」を作成し、広域機関を経由して経済産業大臣に届け出ることが規定されています。また、災害時連携計画に定める事項について規定するとともに、一部は省令に規定することとしています。

## 災害時連携計画の検討等

- 一般送配電事業者は、災害時連携計画を策定し、広域機関に提出する旨規定
- 広域機関は、一般送配電事業者より提出された災害時連携計画について検討を行い、意見があるときは意見を付して、経済産業大臣に災害時連携計画を送付する旨規定

【定款第36条】<変更>

【業務規程第6条】<変更>

【業務規程第176条の2～第176条の6】<新設>

【送配電等業務指針第267条の2～第267条の5】<新設>

※ 電気事業法および経済産業省令の改正を前提としております。

(災害時連携計画)

第三十三条の二 一般送配電事業者は、共同して、経済産業省令で定めるところにより、災害その他の事由による事故により電気の安定供給の確保に支障が生ずる場合に備えるための一般送配電事業者相互の連携に関する計画（以下この条において「災害時連携計画」という。）を作成し、推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 災害時連携計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般送配電事業者相互の連絡に関する事項
- 二 一般送配電事業者による従業者及び電源車の派遣及び運用に関する事項
- 三 迅速な復旧に資する電気工作物の仕様の共通化に関する事項
- 四 その他経済産業省令で定める事項

3 推進機関は、第一項の規定により一般送配電事業者から災害時連携計画を受け取つたときは、送配電等業務指針及びその業務の実施を通じて得られた知見に照らして検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して、速やかに、経済産業大臣に送付しなければならない。

4 経済産業大臣は、第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る災害時連携計画の内容が次の各号のいずれかに適合しないと認めるときは、その届出をした一般送配電事業者に対し、相当の期限を定め、その届出に係る災害時連携計画を変更すべきことを勧告することができる。

- 一 災害その他の事由による事故の発生により特定の供給区域における電気の供給に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合においてその供給区域における電気の安定供給を確保するために必要かつ適切なものであること。
- 二 その届出をした一般送配電事業者のうち特定の者について不当に差別的でないこと。
- 三 電気の使用者の利益又は一般送配電事業者から電気の供給を受ける者の利益を不当に害するおそれがないこと。

5 経済産業大臣は、一般送配電事業者が、正当な理由がなく、第一項の規定による届出に係る災害時連携計画を実施していないため、電気の安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該一般送配電事業者に対し、当該災害時連携計画を実施すべきことを勧告することができる。

# (参考) 災害時連携計画に関する規定の新設 (新旧対照表：定款)

## 【定款】

### <変更前>

(理事会の構成・役割)

第36条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 理事会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

一 総会に付議しようとする事項及び総会の招集に関する事項

二 組織及び職制に関する事項

三 広域連系系統の整備計画に関する事項

四 需要想定要領の変更に関する事項

五 供給計画の取りまとめ及び経済産業大臣への意見具申に関する事項

六 送配電等業務指針の策定及び変更に関する事項

七 容量市場に関する事項

八 電源入札等に関する事項

(新設)

九 各種規程の策定及び変更に関する事項

十 系統アクセス業務に関する事項

十一 職員の任免、労働条件、役職員の処分その他人事運営に関する基本的事項

十二 会員に対する制裁並びに電気供給事業者に対する指導及び勧告に関する事項

十三 評議員の任免に関する事項

十四 評議員会から提出された意見に対する考え方に関する事項

十五 会費及び特別会費に関する事項

十六 前各号に掲げるもののほか重要な意思決定事項



## 【定款】

### <変更後>

(理事会の構成・役割)

第36条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 理事会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

一 総会に付議しようとする事項及び総会の招集に関する事項

二 組織及び職制に関する事項

三 広域連系系統の整備計画に関する事項

四 需要想定要領の変更に関する事項

五 供給計画の取りまとめ及び経済産業大臣への意見具申に関する事項

六 送配電等業務指針の策定及び変更に関する事項

七 容量市場に関する事項

八 電源入札等に関する事項

九 災害時連携計画の経済産業大臣への意見具申に関する事項

十 各種規程の策定及び変更に関する事項

十一 系統アクセス業務に関する事項

十二 職員の任免、労働条件、役職員の処分その他人事運営に関する基本的事項

十三 会員に対する制裁並びに電気供給事業者に対する指導及び勧告に関する事項

十四 評議員の任免に関する事項

十五 評議員会から提出された意見に対する考え方に関する事項

十六 会費及び特別会費に関する事項

十七 前各号に掲げるもののほか重要な意思決定事項

【業務規程】 <変更前>

第15章 緊急災害対応

(新設)

(新設)

【業務規程】 <変更後>

第15章 緊急災害対応及び災害時連携計画の検討等

第1節 緊急災害対応

第2節 災害時連携計画の検討等

(災害時連携計画の検討)

第176条の2 本機関は、法第33条の2第3項に基づき、災害時連携計画（法第33条の2第1項に基づき一般送配電事業者たる会員が経済産業大臣に届け出なければならない災害時連携計画をいう。以下同じ。）の検討の業務を行う。

(災害時連携計画の提出)

第176条の3 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者たる会員から災害時連携計画の提出を受ける。

(災害時連携計画の検討等)

第176条の4 本機関は、一般送配電事業者たる会員から災害時連携計画の提出を受けたときは、法第33条の2第3項に基づき、本機関の業務の実施を通じて得られた知見に照らして、検討を行う。この場合、本機関は、必要に応じ、災害時連携計画を提出した一般送配電事業者たる会員に対して、その根拠及び考え方を聴取することができる。

2 本機関は、前項の検討に当たっては、送配電等業務指針に定める事項を考慮する。



【業務規程】

＜変更前＞

(新設)

第1章 総則

(意見の聴取等)

第6条 本機関は、理事会において会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす議決を行うときは、当該議決に先立ち、会員その他の電気供給事業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。

2 本機関は、理事会において電力系統の運用に重大な影響を及ぼす議決を行うときは、当該議決に先立ち、専門的な知見を有する有識者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。

【業務規程】

＜変更後＞

(災害時連携計画の送付)

第176条の5 本機関は、一般送配電事業者たる会員から提出を受けた災害時連携計画に意見があるときは当該意見を付して、速やかに、経済産業大臣に送付する。

(災害時連携計画の変更)

第176条の6 本機関は、一般送配電事業者たる会員が災害時連携計画を変更したときは、送配電等業務指針に定めるところにより、当該会員から変更した事項の提出を受ける。

2 本機関は、前項により会員から変更した災害時連携計画の変更した事項を受け取ったときは、第176条の4に準じ、検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに、経済産業大臣に送付する。

第1章 総則

(意見の聴取等)

第6条 本機関は、理事会において会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす議決を行うときは、当該議決に先立ち、会員その他の電気供給事業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。

2 本機関は、理事会において電力系統の運用に重大な影響を及ぼす議決を行うときその他必要と認めるときは、当該議決に先立ち、専門的な知見を有する有識者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。



【送配電等業務指針】 <変更前>

第15章 緊急時の対応

(新設)

(新設)

【送配電等業務指針】 <変更後>

第15章 緊急時の対応 及び災害時連携計画の検討等

第1節 緊急時の対応

第2節 災害時連携計画の検討等

(災害時連携計画の提出)

第267条の2 一般送配電事業者たる会員は、経済産業省令で定めるところにより、災害時連携計画を本機関に提出しなければならない。

(災害時連携計画の変更)

第267条の3 一般送配電事業者たる会員は、災害時連携計画を変更した時は、災害時連携計画の変更した事項を遅滞なく、本機関に提出しなければならない。

(災害時連携計画の確認における考慮事項)

第267条の4 業務規程第176条の4第2項の検討の際の考慮事項は国の政策方針又は審議会等における審議の結果を考慮し、本機関の理事会において定め、その結果を公表する。

(災害時連携計画の検討等に関する本機関への協力)

第267条の5 一般送配電事業者たる会員は、業務規程第176条の4第1項に基づき、提出した災害時連携計画の根拠及び考え方を聴取されたときは、速やかにこれに応じなければならない。

